

建築物における駐車施設の附置等に関する条例を改正しました

大分市では、まちづくりと連携した建築物の新築や建替えの促進を図るため、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を改正しました。(令和3年4月1日施行)

改正概要

①算定基準原単位

150㎡/台→300㎡/台

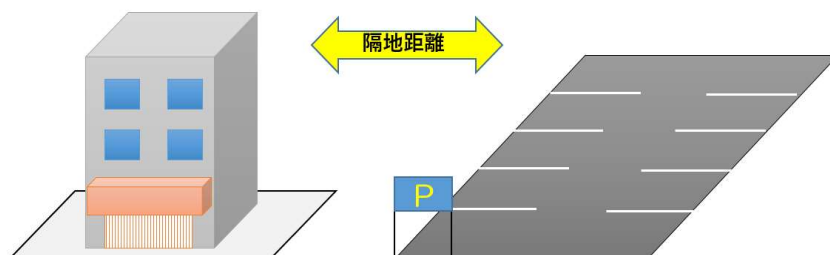
②隔地距離

200m→300m

①特定用途^{*}の駐車場台数算定基準である原単位を 150㎡に1台から300㎡に1台へ緩和します。

②原則敷地内に駐車場の設置が必要ですが、敷地外への設置を認める場合の敷地からの距離を、200mから300m以内へ緩和します。

※特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞蹈場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場



注：建築物における駐車施設の附置等に関する条例は改正しますが、小売店舗については大規模小売店舗立地法で駐車場の確保などが求められることがありますのでご注意ください。

届出済の附置義務駐車場について

条例改正前の算定基準により駐車場を設置している場合でも、改正後の算定基準を適用することができます。その場合、改正後の算定基準で駐車場台数の算定をし、変更届を提出してください。

完了届の提出

建築物における駐車施設の附置等に関する条例により整備を行った駐車場は、整備が完了した際に完了届の提出が必要です。

お問合せ：大分市 都市計画部 都市計画課 都市計画担当班

電話：097-537-5965